

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力註) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パキスタン	送変電設備運用・維持研修所強化計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	送変電設備運用・維持研修所強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	994,000千円 H29.9.30まで	H28.3.1 イスラマバードで (同日)	日本側 松浦純也在パキスタン臨時代理大使 タリク・バシエフ財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官	H28.6.24 219号
パキスタン	シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	973,000千円 H29.3.31まで	H28.3.1 イスラマバードで (同日)	日本側 松浦純也在パキスタン臨時代理大使 タリク・バシエフ財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官	H28.6.27 231号
パキスタン	パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H28.7.4 イスラマバードで (同日)	日本側 倉井高志在パキスタン大使 タリク・バシエフ財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官	H28.7.14 290号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。